最終更新日：2015年12月24日
アストマックス株式会社
代表取締役社長　本多　弘明
問合せ先：03-5447-8400
証券コード：7162
http://www.astmax.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営管理機能の強化・充実を経営の最重要課題として捉え、コンプライアンスを重視した経営を心がけると共に、社内管理体制の拡充を推進しております。各種リスクに対する管理、役職員の高いモラルの維持、内部監査の実施等を目的に社内規程を整備し、その遵守の徹底を心がけております。また、経営の透明性を確保し、株主等ステークホルダーの理解と信頼を高めるべく、迅速な情報開示を実施するとともに、効果的なチェック機能を発揮できる監査役制度を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社大和証券グループ本社	2,260,100	17.17
マネックスグループ株式会社	1,970,000	14.97
有限会社啓尚企画	1,172,000	8.91
牛嶋　英揚	638,000	4.85
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	445,400	3.38
白木　信一郎	370,000	2.81
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	360,200	2.74
MSCO CUSTOMER SECURITIES	321,400	2.44
小幡　健太郎	312,000	2.37
山本　純也	281,500	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木曽　慎二	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木曽　慎二		――	同氏につきましては、当社の主要株主である大和証券グループ本社株式会社において経営企画部に在籍されており、M&Aを含む会社の経営全般に関する知見、税理士資格に基づくものを含めた専門知識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、会計監査人から定期的な監査による報告を受けているほか、監査体制・監査計画・監査実施状況及び会計上の課題について適時・適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人の往査時（年4回）には当社監査役と面談を行い、独立性の確保の前提のもとに相互間の連携強化を図っております。
当社は内部監査室を設置しており、当社の監査役会は、内部監査室より内部監査計画・監査進捗状況等について報告を受けるとともに、逐次意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小坂　義人	公認会計士													
山口　洋興	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小坂　義人	○	――	公認会計士・税理士であり、経理・会計・税務の専門家としての見識及び経験から、独立かつ中立の立場での客観的な意見を当社の経営に活かすことを期待し主に当社管理面を中心とした監査を強化するため選任致しました。尚、同氏は、独立役員であります。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任致しました。
山口　洋興	○	――	証券会社での経験、シンクタンクでの総務・法務業務並びに投資信託委託会社及び証券会社での監査役としての見識及び経験から、当社業務面を中心とした監査強化を期待し、選任致しました。尚、同氏は、大和証券株式会社の出身者であり、独立役員であります。 同氏と当社との間には、過去及び現在において特別な利害関係はなく、当社経営陣から著しい支配・影響を受ける、または当社経営陣に対して著しい支配・影響を及ぼす可能性は認められないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

前述のとおり、独立役員の資格を充たす社外役員全て（社外監査役である小坂義人氏、山口洋興氏）を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬限度額は200百万円、監査役の報酬限度額は40百万円であります。
各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、1年ごとに会社の業績、経営内容並びに役員個人の成果・責任等を考慮した額を支給することを基本方針としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の取締役報酬は、39百万円で、取締役3名に対し支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、1年ごとに会社の業績、経営内容並びに役員個人の成果・責任等を考慮した額を支給することを基本方針としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を含め監査役会に対する補佐業務を当社経理室が行っており、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経理室長等の指揮命令を受けないこととしております。経理室による主な補佐業務は、監査役会に付議予定の議題に関する資料の事前配布、必要に応じた事前説明及び監査役会議事録等の整備であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は4名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、非常勤も含めた監査役出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。当社は、取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、取締役会から全職員に至るまでの双方向の意思の疎通を図る体制を構築しております。
尚、当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

当社の監査役会は4名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回の監査役会に加え、随時必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、各年度に策定する監査計画に従い、取締役会やその他重要な会議への出席、内部監査室及び会計監査人と連動しての業務監査等を行っております。監査役会は、内部監査室及び会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、会計監査人の往査時の立会・面談等を通じて十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに相互間の連携強化を図っております。
尚、当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金2百万円と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
社外監査役には、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化しております。

（業務執行）
当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催しております。これら取締役会にて、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締役会を補強する会議として経営会議（経営・業務執行方針の審議・決定、重要案件・事項の審議・決定等）を月２回程度、戦略会議（予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申）を年２回、開催しております。

（監査・監督）
「監査役監査基準」に基づく監査役会による監査に加え、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を行っております。内部監査は「内部監査規程」に則り作成された内部監査計画に基づき実施され、その結果については、取締役会、社長及び監査役会に報告されます。会計監査は、当社の会計監査人により定期的になされ、その結果については、監査役会及び取締役会に報告されます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しており、監査役４名の内２名が会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。当該社外監査役には、会計等の専門性を持った人材を招聘し、独立性・実効性を確保することにより、取締役の職務への牽制機能を強化しております。
また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役２名を独立役員として選任しております。
加えて、税理士資格を有する社外取締役を招聘することにより外部の知見を取り入れると共に、監督機能の強化を図っております。
社外監査役による監査及び社外監査役の取締役会への出席並びに社外取締役招聘による監督機能強化等により、経営監視が十分に機能しているものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに株主総会の画面を用意し、招集通知と決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	会社概要、沿革、組織図等に加え、適時開示資料、有価証券報告書等の決算資料、株主通信、コーポレートガバナンスの状況、株主総会関連書類のほか、決算説明資料を配信しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部監査規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」、「第三者窓口への内部通報制度に関する規程」等により、不正行為の未然防止並びに早期発見・是正を行い、株主利益の保護並びにステークホルダーの立場の尊重を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」及び「インサイダー取引防止規程」にて策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。
(2)「コンプライアンス規程」を制定し、取締役による法令等の違反行為を禁止事項と規定しております。併せて、これに違反した取締役に対する制裁規定を明文化しております。
(3)監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制は、別途定める「文書保存・取扱規程」及び「稟議規程」に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能な体制をとっております。保存期間は株主総会議事録、取締役会議事録及び監査役会議事録並びに重要な契約等を永久保存とし、重要な会議議事録及び重要な案件の稟議書等は10年としております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)損失の危険の管理に関する規程は、当社においては「リスク管理規程」であります。
(2)当社の認識するリスクとは、業務に不測の損失を生ぜしめ、当社の資本を毀損する可能性を有する要因であり、運用リスク、事務リスク、システムリスク、不公正取引リスク及びその他のリスクに分類しております。
(3)業務から生じるリスクを取締役会が承認する範囲内に留めるとともに、リスクを個別及び総体として適切に把握・管理する体制を整備し、管理していくことをリスク管理の基本的な考え方としております。
(4)運用リスクについては、「自己資産運用管理規程」にて運用リスク管理方法とその体制を定め、「自己資産運用のリスク管理に関する細則」にて総枠及びその具体的管理方法を定め、その内容につき取締役会の承認を得ることとしております。
(5)事務リスクについては、「事務規程」を定めてその遵守を徹底しております。
(6)システムリスクについては、情報システム室が、ネットワークの監視、遠隔地でのバックアップ体制の構築推進などを実施しております。さらに情報セキュリティ管理体制を推進するために、独立した常設機関として、情報セキュリティ委員会を設置しております。
(7)不公正取引リスクについては、「自己資産運用管理規程」等の関連規程を制定すると共に、当該取引を管理する独立した部署を設置しシステム等の利用を含め法令等の遵守体制を構築しております。
(8)その他のリスクについては、危機発生を想定し、投資家保護、役職員の安全、自己資産保全、データ保護等に関する「コンティンジェンシープラン」を制定しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例取締役会を毎月1回開催し、また適宜必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
(2)取締役会を補強する会議として経営会議(経営・業務執行方針の審議・決定、重要案件・事項の審議・決定等)を月2回程度、戦略会議(予算案及びその見直し案の策定のための討議及び社長への具申)を年2回、開催しております。
(3)監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定内容の合理性、法的適合性、経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「コンプライアンス規程」を制定するとともに、総務室を主管部署として、法令等からの逸脱行為の発生を未然に防止し、問題が発生した場合には、直ちに是正できる社内体制を構築しております。
(2)各部室にコンプライアンス担当者を配置し、同担当者は各部室における法令等の遵守状況のチェックを行っております。一方、総務室は同担当者に対し指導・教育を行い、チェック項目の有効性の検証を実施しております。また、総務室はそれらの状況をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、社長及び監査役に報告し、社長または監査役が問題点があると判断した場合は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーに改善を命ずることとなります。
(3)「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、従業員が法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図り、さらに、同マニュアルの遵守につき全員から誓約書を提出させております。
(4)「コンプライアンス規程」にコンプライアンス・ホットライン制度を規定し、従業員はその上司に相談することなく、コンプライアンス上問題があると判断した事柄を直接内部監査室長または外部第三者窓口に報告できるシステムを設けております。
(5)「第三者窓口への内部通報に関する規程」を制定し、違法、不正、不当な行為を社外の第三者(中立的な弁護士)に通報することができる制度としております。
(6)「コンプライアンス規程」に違反した従業員に対して制裁規定を設けております。

6．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
(1)「関係会社管理規程」を制定し、経営企画室長を関係会社の管理責任者として規定しており、当社社長は管理責任者を通じて、関係会社の決議事項及び業務の執行状況等の報告を受けることとしております。
(2)「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会は管理責任者を通じて、要打合せ事項として設定している関係会社の重要な経営判断について、事前に打合せを受けることとしております。
b)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重要な子会社は、リスク管理に係る規程を定めて自らリスク管理を行っており、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告しております。
c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な子会社において、決裁に関する規程を定めて自らの業務を効率的に遂行し、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社に報告しております。
d)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)内部監査では、当社だけでなく連結子会社も監査対象にしており、業務・会計両監査面において、その業務の適正性が十分把握されております。
(2)監査役会として、当社に加え、関係会社の監査を行い、業務や会計の適正性などをチェックしております。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助する組織を経理室としております。

8．当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、経理室長等の指揮命令を受けないこととしております。

9．当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

実効性を確保するために、取締役及び経理室長は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員の業務が円滑に行えるように協力することとしております。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
「監査役監査基準」により、監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役または従業員から定期的に求めることとなっております。また、同基準により監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び従業員等から情報を受領することができるとされており、報告に関する体制は確立されております。

11. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
(1)「監査役監査基準」により、監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧することとしております。
(2)「監査役監査基準」により、監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図ることとしております。
(3)「監査役監査基準」により、監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査することとしております。
(4)「関係会社管理規程」に規定する管理責任者から、監査役は、定期的に報告を受けております。

12. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「監査役監査基準」に基づき、内部通報システム(コンプライアンス・ホットライン制度)が有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努めており、コンプライアンス・ホットライン制度には報告者が不利益な取扱いを受けないような規定が整備されております。
また、内部通報システムを利用しない報告等については、仮に監査役その他内部通報システムにおける被報告者以外の者が報告を受けた場合でも、情報提供者が特定されないような方策を講じるなど、情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

13. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
「監査役監査基準」に監査費用に関する規定を設けており、費用について会社に償還を請求できることとしております。

14. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
「監査役会規程」を定め、その中で監査役会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の実施における環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるとしており、監査役会の構成員たる監査役は当然に参加し、経営トップ層との直接コンタクトにより監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
「反社会的勢力に対する基本方針」を定めて、反社会的勢力による不当要求に対して毅然とした態度で対応し、取引関係を含めた一切の関係を遮断することとしております。
(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
1.対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
対応統括部署を総務室、責任者を総務室長とし、反社会的勢力による不当要求に対応することとしております。
2.外部の専門機関との連携状況
警察署及び顧問弁護士と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。
3.反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止責任者による講習会の受講及び役職員へのフィードバックを実施しております。
4.対応マニュアルの整備状況
「コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力との対決について定めております。
5.研修活動の実施状況
「コンプライアンス・マニュアル」及び「反社会的勢力に対する基本方針」の更なる周知徹底を、社内研修会等を通じて促進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]
(情報開示に係る基本姿勢)
当社は、重要な会社情報を各種関係法令及び東京証券取引所の定める諸規則に則り、迅速、正確かつ公平に株主・投資家へ開示することを基本としております。また、投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある情報については、積極的に開示をする方針です。

(適時開示に係る社内体制)
当社は、社内規程(インサイダー取引防止規程)を制定し、内部情報管理責任者等を定めて情報管理の徹底及び適時開示の重要性について周知徹底を図っております。
当社の役職員等は業務に関し内部情報等を取得した場合は、直ちにその情報を内部情報管理責任者(経営企画室担当役員)に報告することとしております。内部情報管理責任者は、内部情報等に該当するか否かの判断をするとともに、具体的な対処方法を決定します。また、内部情報管理責任者が判断できない場合は、内部情報管理責任者及び関係部室において協議の上、取締役会にて決定されます。
当社の重要事実につきましては、できる限り早期に公表することを原則とし、内部情報管理責任者が公表の時期等を決定し、公表は社長または内部情報管理責任者が行います。

(適時開示の方法)
適時開示に当たっては、内部情報管理責任者の指示に基づき、経営企画室が作成した開示資料を東京証券取引所の提供する開示システム、当社ホームページ等にて開示いたします。

(適時開示に係る社内体制図)

当社の適時開示に係る社内体制は下記の通りであります。

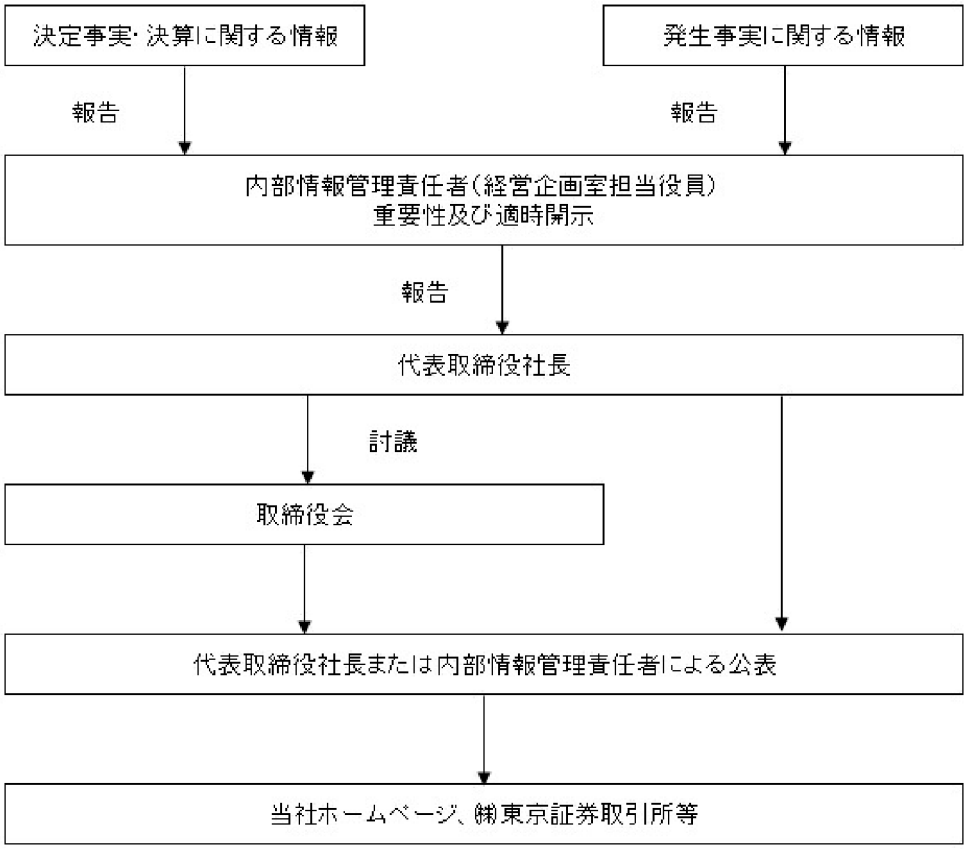

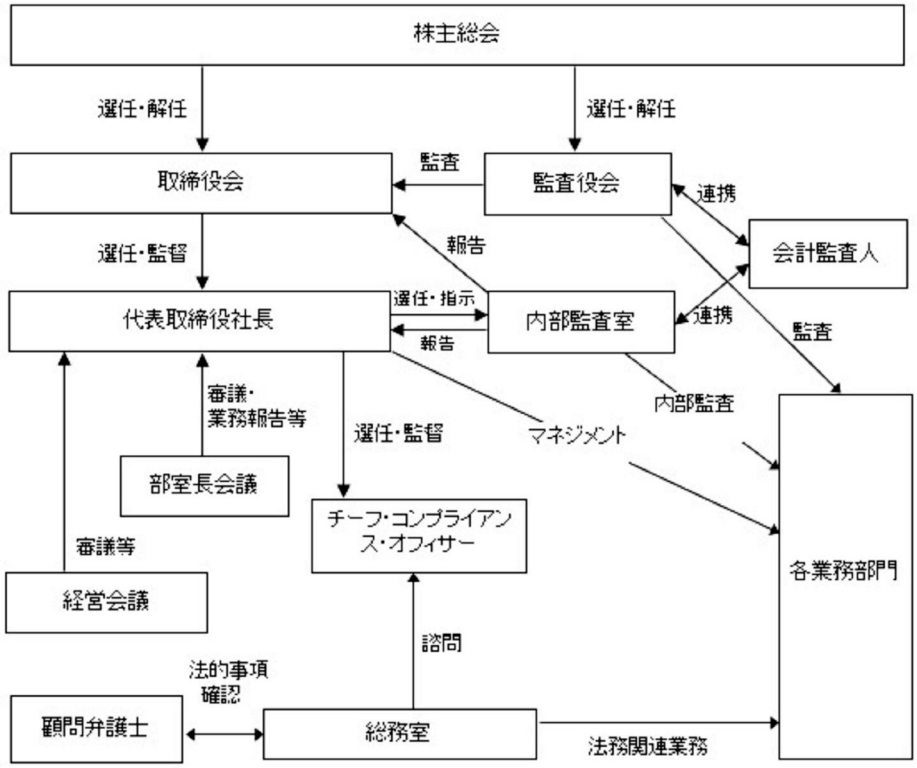
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査
監査役会
連携
会計監査人
選任・監督
報告
代表取締役社長
選任・指示
報告
内部監査室
連携
監査
審議・
業務報告等
選任・監督
マネジメント
内部監査
部室長会議
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
各業務部門
審議等
経営会議
諮問
法的事項
確認
顧問弁護士
総務室
法務関連業務